

高浜町議会住民対話型事業実施要領

【1.0版】

高浜町議会

目次

第1章 総 則	1
(目 的)	
(事業の区分)	
第2章 議会報告会	1
(議会報告会)	
第3章 住民フリートーク	2
(住民フリートーク)	
第4章 雑 則	3
(定めのない事項の扱い)	
附 則	3
(附 則)	
(議会報告会・住民フリートーク) 実施報告書 【様式 1】	4
高浜町議会「住民フリートーク」申込書 【様式 2】	5
住民フリートークのご案内	6
●利用できる団体グループ	
●開催日時	
●フリートークの内容	
●申込方法	
●開催場所	
●資料について	
●お問い合わせ・申込先	
制定・改定履歴	8

高浜町議会住民対話型事業実施要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本要領は、高浜町議会が町民に開かれた議会としての役割を果たすため、議員自らが地域に出向き、議会活動の報告および町民との意見交換を行う住民対話型事業の実施に関し、必要事項を定めるものとする。本事業を通じて、町民から議会活動に対する要望・意見、町政に対する提言等を直接聴取し、議会活動の向上および活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 住民対話型事業は、次の2区分とする。

1. 議会報告会
2. 住民フリートーク

第2章 議会報告会

(議会報告会)

第3条

1 趣旨

議会報告会は、議会主体の活動状況を町民に報告するとともに、意見・要望を聴取する場とし、議員個人の見解を述べる場でないものとする。

2 実施時期

原則として毎年5月および11月を目途に実施する。具体的な日時は、議会運営委員会で決定する。

3 実施体制

- (1) 報告会は4班体制とし、各班は議員3名以上で構成する。
- (2) 各班は、5月および11月に各1回、1地区の報告会を担当する。
- (3) 原則として2年間で各班が4地区を担当するものとする。
- (4) やむを得ず欠席議員が生じた場合は、議会運営委員長が調整を行うものとし、調整が困難な場合は欠員のまま実施する。

4 実施場所

和田・高浜・青郷・内浦の4地区を基本とし、各地区の公民館等で開催する。

5 幹事会

- (1) 各班から互選により幹事1名を選出し、4名で幹事会を構成する。
- (2) 議長および副議長は幹事に就任しない。
- (3) 議会運営委員長は幹事会に出席し、全体の取りまとめを行う。

6 幹事会の役割

- (1) 開催前に、報告内容、進行方法、アンケート調査の実施内容等を協議・決定する。
- (2) 開催後、各班は実施報告書（様式1）を作成し、幹事会に報告する。
- (3) 幹事会は報告書を基に、課題・改善点を整理し、次回に反映させる。また、議会ホームページおよび議会だより等で公表する。
- (4) 住民からの要望等およびアンケート調査で寄せられた意見については、対応方針を協議し、議長に報告する。

7 周知方法

回覧、有線放送、議会ホームページおよび議会だより等を活用し、広く町民に周知する。

8 服務

議会報告会は、公務として実施する。

第3章 住民フリートーク

（住民フリートーク）

第4条

1 趣旨

町民と議会の意見交換会は、特定のテーマや課題について、町民、事業者等と意見交換を行い、議会活動および政策形成に反映させることを目的とする。

2 対象者

- (1) 町民
- (2) 町内事業者
- (3) その他議長が認めるもの

3 開催決定

対象者からの申込みがあり、議長が必要と認めたとき。

4 実施体制

参加議員の構成は議長が判断する。

5 実施場所

原則として町内とし、会場の確保や使用に必要な手続き等は、申込団体・グループにおいて行うものとする。

6 活動内容

- (1) 実施方法および内容は、担当議員に委ねる。
- (2) 終了後、実施報告書（様式1）を作成し、議長に提出する。
- (3) 意見・要望およびアンケート調査結果を基に対応方針を整理のうえ、議会ホームページ等で公表する。
- (4) 課題・改善点を整理し、次回以降に反映させる。

7 申し込み方法

別紙（様式2）の申込書による。

8 周知方法

有線放送、町ホームページ・議会ホームページ、議会だより等を活用し、町民への周知を行う。

9 服務

住民フリートークは、公務扱いとする。

10 担当外議員の出席

担当外議員の参加は妨げないが、発言は差し控えるものとし、公務扱いとしない。

第4章 雑 則

（定めのない事項の扱い）

第5条 本要領に定めのない事項については、議会運営委員会で協議し、議長が決定する。

附 則

（附 則）

本要領は、令和8年10月1日から施行する。

(議会報告会・住民フリートーク) 実施報告書

【様式1】

実施日時	令和 年 月 日 () : ~ :			
実施場所				
担当議員 参加議員				
住民の出席者数 (出席者層)	合計 名	10 歳未満 名	50 歳代 名	
	(男 名)	20 歳代 名	60 歳代 名	
	(女 名)	30 歳代 名	70 歳以上 名	
	(不明 名)	40 歳代 名	不明 名	
住民からのご意見 (報告会/フリートーク) ※回答を要するものは 必ず記載のこと				
反省点・改善点				
その他				

高浜町議会「住民フリートーク」申込書

【様式 2】

団体名 グループ名				全会員数	人
代表者	氏 名		住 所	高浜町	
連絡先	氏 名		住 所	高浜町	
	電 話		E-mail		
主なテーマ (2 つ程度)					
開催日時	第 1 希望				
	第 2 希望				
	第 3 希望				
開催場所	会 場 名				
	住 所				
参加予定人数 (10 名程度)	名 (確定人数 名)				
備考：					
議会からのお願い：当日お渡しするアンケートにご協力ください。					
上記事項に同意のうえ、高浜町議会「住民フリートーク」に申し込みます。					
申込日： 年 月 日 申込者：					
【申込方法とその後の流れ】			議会事務局受付 年 月 日		

①上記申し込み事項を記入のうえ、議会事務局に持参・郵送・FAX・mailでお申し込みください。必要事項が入っていない場合は受理できませんので、ご了承ください。

高浜町議会事務局 FAX：0770-72-7710 E-mail：gikai@town.takahama.lg.jp

②最も近い開催希望日の 30 日前までにお申し込みください。

③議会事務局受付後、担当者から決定詳細のご連絡いたします。都合により開催日時や説明内容等について、調整をお願いする場合があります。ご協力のほどお願いいたします。

住民フリートークのご案内

高浜町議会では、議会をより身近なものとし、開かれた議会を推進するため、「住民フリートーク」を開催いたします。

住民フリートークは、町民の皆さまからのご要望に応じて、議員が地域や団体等に直接出向き、議員の考えや議会運営、まちづくりなどについて意見交換を行うものです。

皆さまからいただいたご意見やご提案を今後の議会活動やまちづくりに反映させることを目的としています。

ぜひお気軽にお申し込みください。

●利用できる団体グループ

町内の団体・グループ等で、概ね 10 人の出席が見込まれる団体等を対象といたします。

●開催日時

開催日時は、申込団体のご希望を伺いながら調整いたします。ただし、議会開催期間中など、日程の調整をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●フリートークの内容

1 テーマ

“まちづくりに関すること”など、参加者の皆さまが話し合いたいテーマを、申込時にあらかじめ設定していただきます。

2 開催時間

開催時間は、1 時間 30 分程度を予定しております。参加者の皆さまと議員が自由に意見交換できる、率直な対話の場といたします。

●申込方法

1. 代表者あるいは申込者は、開催希望日の 30 日前までに申込書を議会事務局へ提出してください。
2. 申込書は、議会事務局へ持参、郵送、FAX または mail により提出してください。
3. 開催日時については、申込内容を確認のうえ、議会事務局から改めてご連絡いたします。

●開催場所

開催場所は、町内の会場を申込団体・グループでご準備ください。会場の確保や使用に必要な手続き等についても、申込団体等をお願いいたします。

●資料について

テーマや内容に応じて、必要な資料を議会側で作成し、当日配布いたします。

●お問い合わせ・申込先

高浜町議会事務局
〒919-2225 高浜町宮崎 86-23-2
TEL：0770-72-7710 FAX：0770-72-7704
Mail：gikai@town.takahama.lg.jp

町民の皆さまの声を直接お聞きし、議会活動や今後のまちづくりに生かしていくための大切な機会となります。皆さまからの積極的なご参加をお待ちしております。

制定・改定履歴

版	年月日	内容	決定機関
1.0	令和8年10月1日	「出前報告会実施要領」と「議員と語ろう会実施要領」を統合し、新規制定	議会運営委員会

【版番号のつけ方】

- 1.0（制定）・・・初めて作ったとき
- 1.1（軽微な改定）・・・文言修正、様式の微調整など
- 1.2（軽微な改定）・・・更に小さな修正
- 2.0（大幅改定）・・・条構造の変更、体制の変更など